

## 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 バナー広告取り扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、本会のホームページに掲載するバナー広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 本学会の目的に賛同するもの

(バナー広告掲載の拒否)

第3条 下記に掲げるサイトは、掲載することができない。

1. 責任の所在が不明確なもの
2. 社会秩序を乱すような表現、暴力・賭博関連、性的描写・不快感を与えるような恐れのあるもの
3. 著作権などの知的所有権を侵害しているサイト
4. 違法な内容を含むサイト
5. パスワードなどにより、一般に公開されていないサイト
6. 公序良俗に反するサイト
7. 本会に不利益をもたらす恐れのあるサイト
8. その他、本会が広告掲載に不適切だと判断したサイト

(原稿規定)

第4条 1. ファイル形式：GIF、JPEG、PNG

2. バナーサイズ：幅 200px （学会総会バナーと同じ大きさ）

大きい画像の場合は縮小して掲載

(審査及び決定)

第5条 広報委員会は本規程に基づき申込者の申込内容を審査し、その結果を理事会に報告し、採否は理事会が決定するものとする。

(バナー広告の掲載場所)

第6条

掲載場所については本会が指定する

(バナー広告掲載料金)

第7条

1年間 10万円

賛助会員 1年間（学会会計年度に準ずる） 5万円

(免責事項)

第8条 本会のバナー広告に関して発生した契約者の損害について、一切の賠償の責任を負わない。

(バナー掲載停止の権利)

第9条 契約者が本規程及び条件に違反した場合、本会は事前に通告することなく、バナー掲載を停止することができる。

(規程の変更)

第10条 本規程は理事会の承認によって変更することができる

附則 令和6年6月28日より施行する